2018年（平成30年）
4/25
No. 1150

東京都トラック時報

昭和43年8月16日　第三種郵便物認可　毎月2回（10・25日）発行　1部 90円（送料別）

機関紙
発行所 一般社団法人 東京都トラック協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
（東京都トラック総合会館）
☎（03）3359-6251（代表）
☎（03）3359-4134（広報部）
《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

国交省

7月から行政処分を厳格化

国土交通省自動車局は7月1日から、トラックなど自動車運送業の長時間労働是正や過労運転防止を目的に、過労防止関連違反などに対する行政処分基準を引き上げ、厳しくする予定だ（4月10日号既報）。特に拘束時間や休日労働の限度に関しては、違反が1件でも確認された場合、初違反で即時に車両停止処分とする。こうした行政処分の厳格化への対応とともに、不足状態が慢性化している運転者の採用・確保の観点からも、「働き方改革」を推進し、長時間労働是正に向けた取り組みが求められている。

拘束時間違反1件で車両停止

今回の改正ではまず、貨物自動車運送事業輸送安全規則などに基づく、運転者の「乗務時間等告示」（厚生労働省「改善基準告示」）のうち、特に拘束時間や休日労働の限度に関する違反に対する処分を厳しくする。

「乗務時間等告示」違反に関しては、現行の基準に基づき処分するとともに、拘束時間違反などについては、別立てで処分量定を算出し、合算して処分する。

具体的には、拘束時間違反などが1件でもあれば、初違反で10日車の車両停止処分とする。

当初案では、「乗務時間等告示」違反に関して処分量定を2～4倍に引き上げるとしていた。ただ、荷主都合による荷待ちなど、事業者の取り組みだけでは改善が難しい実態を考慮し、拘束時間違反などに絞り処分量定を引き上げることにした。

また、健康診断未受診や社会保険などの未加入についても厳しく対処する。健診未受診や社保未加入の者が1人でもいれば、警告処分とし、2人の場合は20日車の車両停止処分とする。

処分量定の引き上げに加えて、処分の仕方も厳しくし、使用停止車両の割合を配置車両の最大5割まで引き上げる。行政処分の実効性を強化するため、場合によっては配置車両の半数を一定期間、使用できないようにし、より事業活動への影響が大きい処分を行うことにした。

東京労働局が平成29年に行った道路貨物運送業の臨検監督結果によると、何らかの「改善基準告示」違反があった事業場が全体の54・3％と半数以上。このうち、総拘束時間違反が全体の37・5％と4割近くに上る。

長時間労働是正への取り組みを

こうした実態からすれば、このままでは従来より重い処分を受ける事業者が少なからず発生する事態も懸念される。

さらに、国交省では10月1日から、トラック運送事業者の法令遵守の徹底を図るための措置を強化する予定だ。具体的には適正化事業実施機関による巡回指導で、①総合評価が著しく悪い事業者、②新規参入後の総合評価が継続して悪い事業者、③健診受診や社保加入などの基本項目が継続して不適切な事業者――を対象に重点的な監査を実施し、指導を強化する方針だ。

行政処分の厳格化への対応とともに、輸送の安全確保、さらには必要な運転者確保のためにも、長時間労働の削減が急務となっている。

「乗務時間等告示」遵守違反

現行基準	
・未遵守５件以下	警告
・未遵守６件以上15件以下	10日車
・未遵守16件以上	20日車
・未遵守31件以上３人以上 等	30日事業停止

改正内容	
１か月の拘束時間と休日労働の限度違反 現行基準による処分量定とは別立てで、下記の通り、処分量定を算出し、合算する	
・未遵守１件	10日車
・未遵守２件以上	20日車

東運支局

新標準約款に対応 速やかに所要手続きを

関東運輸局東京運輸支局は、「標準貨物自動車運送約款」改正（平成29年11月4日施行）に伴う所要の手続きなどについて、依然として手続きを行っていないトラック運送事業者に対し、「重要なお知らせ」として文書で通知し、速やかに所要の手続きを行うよう求めている。

「重要なお知らせ」未実施事業者へ通知

国土交通省自動車局は、運賃・料金の適正収受方策として標準運送約款を改正し、運送の対価である運賃と運送以外の役務などの対価である料金を明確化した。具体的には、運賃とは別立てで収受すべき料金として「積込料」や「取卸料」および「待機時間料」などを規定した。

これに伴い、標準運送約款改正前から独自に認可を受けた運送約款を使用している場合を除き、新しい標準約款に対応する所要の手続きなどを行う必要がある。

具体的には、次の通り。

〈新標準運送約款を使用する場合〉

①新標準約款を営業所に掲示

②運賃・料金の変更届出（届出様式例は、全日本トラック協会および東京都トラック協会ホームページに掲載）

〈旧標準運送約款を継続使用する場合〉

③旧標準約款の使用について申請し、認可を受ける

④認可を受けた旧標準約款（自社名を明記）を営業所に掲示

改正標準約款の施行後、こうした所要の手続きなどを速やかに行う必要があるが、国交省の調査によれば、依然として運賃・料金の変更届出などを行っていない事業者が少なくない。東運支局管内では手続き済みの事業者は約4割にとどまっている（2月末時点）。

このため、東運支局では未手続きの事業者に対し、速やかに行うよう文書で通知したものだ。

あわせて、所要の手続きなどを未実施の場合には、罰則（100万円以下の罰金など）や行政処分（車両停止20日車など）の対象になるおそれがあるとして、注意を促している（未手続きの内容により処分内容は異なる）。

これに伴い、東ト協では会員事業者に適切な対応を呼びかけている。

詳細は国交省「運送約款改正ご案内」のホームページを参照（改正概要や申請書様式、Q＆Aを掲載）。

▽問い合わせ先＝東運支局輸送（貨物）担当（☎03・3458・9233）、または東ト協支部連絡部（☎03・3359・4132）

運賃・料金変更届出など

紙面あんない

省エネ法改正で対象「荷主」拡大へ　7
LEVO、低炭素型ディーゼル車補助　5
東ト協、準中型免許の取得助成　4
東ト協、「貨物輸送評価制度」説明会　3
東ト協連、第28回運賃動向調査結果　2

古紙パルプ含有率80％再生紙を使用

東ト協

春の交通安全運動「統一街頭活動」

東京都トラック協会各支部は、春の全国交通安全運動（4月6～15日）期間中の4月11日、都内各所で街頭指導活動を展開した。

東ト協は、交通安全運動を効果的に展開するため、街頭活動の「統一実施日」を設定して活動を行っているもので、同日は20支部が歩調を合わせて、地域の主要交差点や道路、駅頭などで街頭活動を展開。

地域の所轄警察署の協力により、街頭活動用のジャンパーや帽子を着けた会員事業者が、交差点で歩行者や自転車の安全誘導を行うとともに、通行するトラックなどに対し、交通安全標語を記したノベルティやチラシなどを配布し、交通安全を呼びかけた。

運動期間中、会員が関与する交通死亡事故は発生せず、死亡事故「ゼロ」を達成した。

世田谷・三軒茶屋交差点（写真右）
大田・南蒲田交差点（写真下）

訃報

東ト協元会長代理 彦田昌昭氏が逝去

東ト協元会長代理・副会長の彦田昌昭氏（ひこた・まさあき＝彦新代表取締役会長、東ト協審議役）が4月12日、多臓器不全のため逝去した。享年70歳だった。

通夜は4月18日、告別式は翌19日、江戸川区の永福寺で執り行われた。喪主は妻、和子氏。

彦田氏は、壮年部本部長、常任理事・江戸川支部長を歴任した後、平成20年に副会長に就任し、協会活動に尽力した。その後、28年1月に当時の大高一夫会長が逝去したことに伴い、会長代理に就任し、同年6月まで務めた。この間、多事多端な中で協会運営に当たった。会長代理を退任後、審議役を務めていた。

20年に国土交通大臣表彰、22年秋の褒章で黄綬褒章受章。

軽油の価格

購入価格は、購入に関する諸要因（数量・支払条件・地域ほか）により多少の幅があります（消費税込み）。

燃料給油は東京都内で軽油引取税は地方税です

1ℓ当たりの軽油価格　3月分

☆スタンド	平均＝106.0円
☆ローリー	平均＝ 98.4円
☆元売り発行カード	平均＝107.2円
☆ディーラー発行カード	平均＝102.1円

（東ト協調べ）

「省エネ法」改正案
物流分野の省エネ推進へ

経産省

対象「荷主」の範囲拡大
荷受け側も「準荷主」に

経済産業省は、今通常国会に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)の一部を改正する法律案」を提出し、これにより、省エネ努力を義務付けている「荷主」の対象範囲を拡大し、省エネ推進への取り組みを求める方針だ。

現行法では、自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者を「荷主」と定義しているが、改正案ではこれを見直し、貨物の所有権の有無を問わず、「契約等で輸送の方法を決定する者」と定義する。

これにより、近年、市場が拡大しているネット小売業界なども同法の適用対象とし、積載率の向上や輸送量の平準化、共同輸配送、物流拠点の共有化などの取り組みを求める。

また、荷主が決定した輸送方法のもとで、到着日時などを指示できる貨物の荷受け側についても、新たに「準荷主」と位置付けて対象とし、努力規定として貨物輸送における省エネへの協力を求める。

「準荷主」が取り組むべきガイドラインとして、荷受け時間や場所の適切な指示などを盛り込むことが検討候補に挙げられている。

政府の長期エネルギー需要見通し(エネルギーミックス)における省エネ見通しの実現に向けては、運輸部門で最大の省エネ量を見込み、特に貨物輸送分野において一層の省エネ推進が求められている。

ただ、ネット通販の拡大で小口配送と再配達が増加し、また企業間物流でも発荷主ばかりでなく、荷受け側の着荷主でも同程度の手待ちが発生していることなどが、省エネ推進の上で問題となっている。

このため経産省は省エネ法を改正し、現行法で定義する「荷主」の範囲を拡大するなど、省エネに向けた取り組みを強化することにした。

改正案ではまた、企業間の連携した取り組みを促進するため、「連携省エネルギー計画」認定制度を創設する。

連携した取り組みによる省エネ量を企業間で分配して定期報告することを可能にするもので、物流分野に関しても、荷主間で連携した効率化の取り組みによる、省エネ量の分配を認める方針。

取引・労働時間改善へ
『プレガイドライン』

国交省

国土交通省自動車局はこのほど、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」で実施したパイロット事業(実証実験)を踏まえ、「プレガイドライン～平成28年度パイロット事業事例集」を作成した。

同協議会の各都道府県地方協議会では28・29年度の2か年にわたり、長時間労働是正や生産性向上に向けたパイロット事業として、荷待ち時間削減などの各種取り組みを実施した。

これら取り組み事例を踏まえ、30年度にガイドラインを作成する予定だが、これに先立ち、早期改善に向けた取り組みを普及・展開するため、まず28年度のパイロット事業の事例集を作成したもの。

この中では、「予約受付システムの導入による荷待ち時間の削減」をはじめ、「パレットの活用等による荷役時間の削減」「発荷主からの入出荷情報等の事前提供による拘束時間の削減」など、各種の取り組み内容とその効果、今後の展開に関して取りまとめ、紹介している。

なお、プレガイドラインの内容は、国交省ホームページの「トラック事業関連」のページに掲載。

東労局長に前田氏が就任

前田氏

東京労働局長に、4月11日付で前田芳延氏(厚生労働省大臣官房付)が就任した。

前田　芳延(まえだ・よしのぶ)氏　昭和36年8月生まれ、和歌山県出身。59年京都大学法学部卒業、労働省入省。厚労省兵庫・福岡各労働局長、独立行政法人労働者健康安全機構理事、厚労省大臣官房付を歴任。

国交省

倉庫業法施行規則改正へ
借庫に係る変更登録事前確認制度を導入

国土交通省は、倉庫業法施行規則(省令)を一部改正し、倉庫の事前確認制度を導入する方針だ。これに伴い、改正省令案に関して意見募集を行っている(5月8日まで)。

近年、倉庫事業者による借庫が増えているが、その際に変更登録などの申請を行う場合、手続きに一定期間を要するため、保管需要の波動に対応して、機動的に施設を運用することが難しい状況にある。

このため変更登録などの申請に先立って、施設設備基準に適合しているかどうかの確認を受けることができる、事前確認制度を新たに導入する方針。

事前確認を受けた倉庫の変更登録などに際しては、その旨を示すことで倉庫明細書などの添付書類を省略できる。

あわせて、野積倉庫や水面倉庫に係る施設設備基準などを一部改正する方針。

改正省令は6月頃に公布、7月頃に施行する予定。

国交省

居眠り運転事故防止へ
輸送安全規則を改正

国土交通省は4月20日、トラック運転者などの睡眠不足に起因する交通事故を一層防止するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則(省令)などを一部改正し公布した。

安全規則などの改正は、6月1日から施行する。

改正事項は、①事業者が乗務員を乗務させてはならない事由などに睡眠不足を追加、②事業者が乗務員の乗務前などに行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加、③運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないなどのおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加――の3点。

あわせて、輸送安全規則などに関する解釈・運用についての通達を一部改正し、点呼時の記録事項(点呼簿)として睡眠不足の状況を追加した。

居眠り運転など睡眠不足に起因する事故を防止し、また働き方改革を推進する観点から、睡眠不足の運転者を乗務させてはならないことなどを明確化し、運転者の睡眠時間の確保に関する事業者の意識を高め、徹底を図ることにした。

GW期間を迎えテロ対策徹底を

国交省

国土交通省自動車局は、全日本トラック協会に対し、4月16日付で「ゴールデンウイーク期間におけるテロ対策の徹底について」を通知し、業界に周知徹底するよう要請した。トラック関係の事項は、次の通り。

営業所・車庫内外の巡回▽終業後のドアロック▽車両、身分証明書、制服などの管理および盗難・紛失時の警察への連絡▽営業所などにおける不審な荷物を発見時の警察への連絡▽配送先から荷送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合の荷物に触れない旨の注意喚起、荷物の状態に応じた速やかな引き取り、警察への連絡▽テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備――など。

新型定期預金
マイハーベスト
有利な金利設定
固定金利の半年複利
1年、2年、3年から期間が選べる
お預け入れは50万円から
■ お問合せ・資料のご請求は
テレホンバンキングセンター（平日9:00～17:00、銀行休業日を除く）
0120-299-233
■ 詳しくはホームページで
http://www.shokochukin.co.jp/

人を思う。未来を思う。
商工中金

本店営業部　〒104-0028 中央区八重洲2-10-17　TEL：03(3246)9080
新宿支店　〒160-0023 新宿区西新宿1-22-2　TEL：03(3340)1551
押上支店　〒130-0002 墨田区業平3-10-8　TEL：03(3624)1161
東京支店　〒105-0012 港区芝大門2-12-18　TEL：03(3437)1231
池袋支店　〒171-0022 豊島区南池袋1-21-10　TEL：03(3988)6311
深川支店　〒135-0042 江東区木場5-11-17　TEL：03(3642)7131
大森支店　〒143-0016 大田区大森北1-1-10　TEL：03(3763)1251
上野支店　〒110-0005 台東区上野1-10-12　TEL：03(3834)0111
八王子支店　〒192-0081 八王子市横山町2-5　TEL：042(646)3131
渋谷支店　〒150-0002 渋谷区渋谷2-17-5　TEL：03(3486)6511
神田支店　〒101-0045 千代田区神田鍛冶町3-3-12　TEL：03(3254)6811

運輸点描

全日本トラック協会などトラック、バス、タクシーの業界３団体は３月30日、「働き方改革実現に向けたアクションプラン」をまとめ、石井啓一国土交通大臣に報告した。いずれの運転者も長時間労働が顕著で、しかも低賃金とあって、労働力不足が懸念される職種だ。現状では時間外労働が全職業平均より約２～３倍も長いが、全ト協では、上限規制が適用される2024年までに、時間外労働・年960時間超の運転者割合「ゼロ」を目指すという。果たして、計画通り労働時間の短縮が進むのか。

運転者の「働き方改革」

時間外労働が平均の２～３倍

全ト協、段階的に目標達成へ

自動車運転者の労働時間は長い。

厚生労働省の調査によると、全職業平均の年間労働時間が２１２４時間であるのに対し、大型トラック運転者は２６０４時間、バス運転者は２５２０時間、タクシー運転者は２３１６時間だ。全職業平均と比較して約１～２割長い。

所定外労働時間も全職業平均が年間１５６時間なのに対し、バスが３３６時間も多い４９２時間、大型トラックでは３１２時間多い４６８時間、タクシーでは１３２時間多い２８８時間となっており、全職業平均の約２～３倍も長い。

週間就業時間が60時間を超える者（月80時間の時間外労働に相当）の割合は、約４割と全職業平均の約３倍。これだけ労働時間が長いにもかかわらず、年間賃金は全職業平均より約１～３割低い。その結果、有効求人倍率は全職業平均の約２倍と高く、人手不足が年々深刻化している。

また年間賃金は、全職業平均が４９０万円なのに対し、バスは42万円低い４４８万円、大型トラックでは43万円低い４４７万円、歩合給の割合が高いタクシーに至っては平均より１６０万円も低い年間３３０万円だ。

有効求人倍率は、平成28年の数値で、全職業平均が１・22なのに対し、自動車運転者は２・33だ。

各業界団体のアクションプランは、こうした実態を踏まえつつ、罰則付きの時間外労働・上限規制が適用される２０２４年度までに、違反となる年９６０時間超の労働者がいる事業者割合をゼロにしようという、数値目標を掲げた。

時間外労働が年９６０時間超の運転者割合は、バスで20％強、トラックで30数％、タクシーで24％という。果たして実現できるのか、気になるところだが、いずれにしても長時間労働を早期に是正し、処遇を改善しなければならない。

トラックの場合、年９６０時間超の運転者割合は32％～37％と幅があるため、全ト協のプランでは、法施行後３年目（２０２１年度）に25％とし、その後４年目に20％、５年目に10％と徐々に減らし、規制の適用年度である２０２４年度にはゼロと、段階的に取り組む計画だ。

ただ、道路の渋滞や発・着荷主の意向など、トラック運送事業者の自助努力だけでは限界があるため、アクションプランでは荷主や関連業界の理解を強く求めている。

もう一つ気になるのは、自動車運転業務についても、将来的には一般則である年７２０時間の上限規制の適用を目指すとされているが、それに向けた各業界の対応の違いだ。バスやタクシー業界は明確に年７２０時間を視野に入れているが、トラック業界の場合、必ずしもそうではないようだ。

良質な人材を確保する上でも、最終的には一般産業と同様の年７２０時間以内を目指してほしいところだ。

（ジャーナリスト　伊集院　豪）

低炭素型ディーゼル車補助

６月から申請受付

環境優良車普及機構（ＬＥＶＯ）は、環境省の平成30年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」による、低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業の公募を行う。

補助申請の受付期間は、６月11日から31年１月31日まで。

補助対象事業者は、中小企業（資本金３億円以下または従業員数３００人以下）の、一般・特定貨物自動車運送事業者と第二種貨物利用運送事業者のほか、これら事業者にトラックを貸し渡すリース事業者。

対象車両は車両総重量３・５㌧超の低炭素型ディーゼルトラックで、27年度重量車燃費基準プラス５％以上達成の大型・中型車と、同基準プラス10％以上達成の小型車。

廃車を伴う場合　価格差の２分の１

また、今年４月２日から31年１月31日までに新車登録したものが対象。なお、手形・割賦といった購入形態は対象外。

補助率は、廃車（所定の要件を満たすもの）を伴う導入の場合は、標準的な燃費水準トラックとの価格差の２分の１、廃車を伴わない場合は、同価格差の３分の１。補助台数は１事業者１台。

東京での公募説明会　５月18日・６月１日

これに伴いＬＥＶＯでは、全国で公募説明会を行う。東京都内では５月18日（全日本トラック協会）と、６月１日（東京都トラック協会）にそれぞれ開催する。時間はいずれも午後１時30分～３時30分。参加申し込み受付は５月10日まで。

▽申請・問い合わせ先＝ＬＥＶＯ「低炭素型ディーゼル車普及事業」執行グループ（☎03・５３４１・４５７７、ＦＡＸ03・５３４１・４５７８、電子メール hojokin@levo.or.jp）

バース予約システムや連結トラック導入など

CO_2削減対策　促進へ補助

環境優良車普及機構（ＬＥＶＯ）は、環境省の平成30年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」による、物流分野におけるCO_2削減対策促進事業の公募を行っている。受付期間は５月14日まで。

補助対象は、通常の大型トラック約２台分まで輸送できる連結トラックや、積載率向上および中継輸送の促進などに効果的なスワップボディコンテナ車両の各導入支援事業、情報の共有化による低炭素な輸送・荷役システム構築事業など。

公募期間　５月14日まで

連結トラックの補助対象は、営業用のフルトレーラ連結車やダブルス連結車で、車両長19㍍を超えるバン型のもの。原則として対象経費の３分の１以内を補助する。

スワップボディコンテナ車両に関しては、原則として対象経費と一般的なトラックとの差額の２分の１以内を補助する。ただし、貨物自動車１台当たり荷台は３基を上限とする。

低炭素な輸送・荷役システム構築事業は、複数の物流事業者・物流施設が荷物情報などを共有するバース予約調整システムの導入に対して補助するもの。原則として対象経費の２分の１以内を補助する。

▽申請・問い合わせ先＝ＬＥＶＯ「物流CO_2削減促進事業」執行グループ（☎03・５３４１・４７２８、ＦＡＸ03・５３４１・４７２９、電子メール butsuryu@levo.or.jp）

◇　◇

※いずれも詳細は、ＬＥＶＯホームページを参照（申請書類などの様式をダウンロード可能）。

生産性の向上へ　ＩＴ導入を支援

補助申請１次公募

受付 **６月４日まで**

平成29年度補正予算による経済産業省「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業」について、サービスデザイン推進協議会（同事業事務局）は４月20日から、補助金交付申請の第１次公募を行っている。受付期間は６月４日まで。

同事業は、中小企業・小規模事業者を対象に、生産性向上に役立つＩＴツール（ソフトウエア・サービスなど）導入を支援するため、その経費の一部を補助するもの。

補助率は導入経費などの２分の１以内で、上限額は50万円・下限額は15万円。

同事業事務局から採択を受けたＩＴ導入支援事業者が登録するＩＴツールから選択して導入する。ＩＴ導入支援事業者が申請手続きなどについて、サポートする。

運送業・車両管理システム導入など

運送業関係の導入事例としては、効率的な配車などに役立つ車両管理システム導入など。詳細は「ＩＴ導入補助金」ホームページを参照。

なお、１次公募に続き、２次公募は６月中旬、３次公募は８月中旬に開始する予定。

▽問い合わせ先＝同事業コールセンター（☎０５７０・０００・４２９）

全ト協　血圧計活用へパンフを作成

全日本トラック協会はこのほど、「運行管理者のための血圧計活用のポイント」パンフレット（**写真／本号に同封**）を作成した。

過労死や健康起因の交通事故につながる、脳・心臓疾患の発症要因となる高血圧を予防するためには、日常的に血圧測定を行い、運転者の健康状態を管理することが重要になる。

このため、全ト協では血圧計の普及に向けて、その活用方法などを解説したパンフレットを作成したもの。

運行管理者が点呼時に正しく運転者の血圧を測定する方法や手順、測定結果（血圧値）に基づく乗務判断のポイントなど、評価方法を分かりやすく説明している。

料金支払だけから、運転支援へ
YAZAKI
ETC 2.0
予約受付中！
YAZAKI 矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社
本社　03-5727-1600
板橋(営)　03-5916-3557
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

準中型免許 取得・限定解除に助成

東ト協　申請受付中

東京都トラック協会は、平成30年度「準中型免許取得助成事業」の申請受付を行っている。全日本トラック協会と東ト協が会員事業所在籍のトラック運転者を対象に、準中型免許の取得・限定解除に際し、指定教習所でかかる費用の一部を助成するもの。

実施期間は４月１日から31年２月28日まで（同期間に申請書を提出したもの。ただし、予算額に達し次第、受付終了）。

全ト協の助成内容は、①準中型免許の新規取得（普通免許取得後の取得も含む）／１人当たり上限４万円、②５㌧限定準中型免許の限定解除２万５０００円。１事業者当たり合計10万円まで。

助成要件は、29年４月１日以降に採用し、準中型免許を取得した運転者（平成元年６月２日以降に生まれた者）など。

あわせて、東ト協では５㌧限定準中型免許の限定解除について、全ト協助成に加え、１人当たり５０００円を助成する（合計３万円助成）。１事業者当たり２人分まで。

いずれも、取得費用を事業者が負担した場合が対象で、運転者が個人で支払った場合は対象外。

詳細は東ト協ホームページを参照。

▽申請書の提出・問い合わせ先＝東ト協運行管理部業務課（☎03・３３５９・６２５７）

無料で「労務相談」

社保労務士が対応

東ト協は平成30年度も引き続き、会員事業者を対象とした「労務相談事業」を実施し、労務管理に関する各種相談に対応している。

東ト協が契約している労務相談員（社会保険労務士）が労働問題全般、特に労働環境などの改善に向けた各種相談に応じているもので、相談費用は無料（東ト協が負担）。

ただし、就業規則の作成など相談以外の費用については、依頼者の負担となる。

相談に当たっては、申込書をＦＡＸ送信する。後日、担当の運行管理部業務課から連絡を受けた労務相談員が、相談申し込みの会員に連絡する。

相談日時や場所（会員の事業所または指定の場所）などの打ち合わせを行った上で、個別面談により相談に応じる。電話での相談も可能。

今年度の相談申し込みは31年３月29日まで。

▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協運行管理部業務課（☎03・３３５９・６２５７、ＦＡＸ03・３３５９・４９８３）

交通安全イベント出展

ＧＥＰ活動などをＰＲ

東ト協は４月７・８日の２日間、新宿駅西口広場イベントコーナーで開催された「交通安全。アクション２０１８新宿」（日本自動車会議所・新宿警察署主催）にブースを出展し、東ト協の環境対策の取り組みや交通安全活動などについて紹介・ＰＲした。

このイベントは春の交通安全運動にあわせて、子供から高齢者までを対象に交通ルールや安全行動の大切さなどを理解してもらう趣旨で、昨年に続き行われたもの。

東ト協ブースでは、グリーン・エコプロジェクト（ＧＥＰ）活動や東京都の貨物輸送評価制度などについてパネル展示により紹介。

あわせて、ＧＥＰで推進するエコドライブに関してクロスワードクイズを行い、エコドライブの励行が事故防止に役立っていることをアピール。正解者にはノベルティをプレゼントした。

また出展ブースには、昨年実施した「トラックの日」児童絵画コンテストの入賞作品を展示・紹介した。

東ト協

30年度 Ｇマーク認定 ５月から申請書頒布

東ト協は、平成30年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Ｇマーク認定制度）について、５月１日から６月29日まで（土・日曜日、祝日を除く）、本部・各支部で申請書類の頒布を行う。

申請案内や新規申請書・自認書は、東ト協本部（適正化事業部）と各支部、更新申請書・自認書は本部と多摩支部で頒布する。

これに先立ち、全日本トラック協会では４月16日から、ホームページに申請案内（ダウンロード可能）を掲載するとともに、同日から７月13日まで、インターネットによる申請書作成システムの運用を行っている。

申請書作成システムによる申請は無料だが、複写式申請書による場合は実費１０００円（税込み）が必要。

なお、認定申請の受付期間は、東ト協本部では７月２日から13日まで（土・日曜日を除く）、多摩支部では７月５・６日と９日（**４月10日号既報**）。

Ｇマーク加点対象

安全運転研修会

５月24日開催

東ト協と東京高速道路交通安全協議会は共催で５月24日、高速道路の交通事故防止などをテーマに「安全運転研修会」を開催する。研修会受講は、Ｇマーク申請で「安全性に対する取組の積極性」の評価で加点対象となる。

研修会は午前10時～12時と、午後１時30分～３時30分の２回開催。会場は東ト総合会館７階大会議室。参加費は無料。

定員は、各回ともに70人（各事業所２人まで）。

研修内容は、①「安全運転について考える」（安全運転の基礎知識）、②「一般道における交通事故防止」（危険予知の重要性）、③「高速道路における交通事故防止」（実際の事故事例に学ぶ）。

受講申し込み期間は、４月27日から５月23日まで（定員になり次第、受付終了）。「研修参加申込書」に記入の上、ＦＡＸ送信する。

詳細は、東ト協ホームページ（４月27日から掲載）を参照。

▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協適正化事業部（☎03・３３５９・４１３８、ＦＡＸ03・３３５９・６００９）

児童絵画入賞作品 会館ロビーに掲示

東ト協は、平成29年度「トラックの日」児童絵画コンテストの入賞作品を、東ト総合会館１階ロビー（左側壁面）に掲示・紹介している（**写真**）。

掲示している作品は、同コンテスト最優秀賞の「緑を増やすトラック」（古田絢音さん・下鎌田東小学校６年生＝当時）をはじめ、高・中・低学年各部の優秀賞（１～３位）と佳作の合わせて20作品。

同コンテストは、トラック運送業界が「社会との共生」を目指し、交通事故防止や環境保全に取り組んでいることを広く社会に理解してもらうため、都内の小学生を対象として、昨年度に初めて実施したもの。

今年度も継続して実施し、「トラックフェスタ　ＴＯＫＹＯ　２０１８」のオープニングセレモニー（９月23日）で表彰式を行う予定。

協会日誌

【４月１～15日】

２日　指導監査

３日　東ト協ベストドライバーコンテスト等事前説明会

４日　ダンプ専門部会全体会議▽物流経営士課程▽フェスタ実行プロジェクトワーキンググループ会議▽関ト協青年部会正副会長会

５日　会長候補者選出管理委員会

６日　グリーン・エコプロジェクトセミナー▽支部事務局事務長会議

９日　正副会長会▽グリーン・エコプロジェクトセミナー（～13日）

11日　街頭指導活動「統一実施日」▽物流経営士課程

12日　海上コンテナ専門部会定例業務委員会▽同東京港周辺道路における清掃活動▽重量品専門部会委員会

13日　指導監査▽鉄鋼専門部会役員会▽都庁・区役所専門部会役員会

15日　青年部家族会

日程ボード

【５月１～15日】

10日(木)　15時＝関ト協青年部会常任幹事会（東ト総合会館）

15日(火)　11時＝女性部正副本部長会議（東ト総合会館）▼12時30分＝同幹事会（同）▼15時＝出版・印刷・製本・取次専門部会役員会（同）▼16時30分＝三組織連絡会（同）

杉並支部と杉並協組 事務所を新築・移転

東ト協杉並支部、および杉並輸送事業協同組合は、事務所を新築・移転し、５月１日から新事務所で業務を開始する。

新事務所＝〒１６７－００２２　杉並区下井草５の11の11▽☎03・６９１３・７５５０、ＦＡＸ03・６９１３・７５５３

新会員

【港支部】

◆ＹＫＹ物流株式会社＝港区港南５の４の38、松岡品川埠頭ビル２０４号室▽☎03・３４７２・１７１７▽一般貨物運送（けん引車５台、被けん引車５台）

【品川支部】

◆有限会社スリーシープランニング＝品川区南品川３の６の31▽☎03・５７６９・０１５７▽一般貨物運送（普通車６台、小型車３台）、軽貨物運送（軽車両１台）

【大田支部】

◆株式会社ＭＧＡ＝大田区大森西１の８の23▽☎03・６４３６・８４０７▽一般貨物運送（小型車５台）

【練馬支部】

◆株式会社武蔵野ロジスティクス＝練馬区高松４の28の５▽☎03・５８４８・５６９５▽一般貨物運送（普通車12台）

【葛飾支部】

◆株式会社ヤカタ興運＝足立区青井６の21の16▽☎03・３８８９・０９３３▽一般貨物運送（普通車15台、小型車５台）、利用運送

お悔やみ申し上げます

元新宿支部長 甲斐野氏が逝去

東ト協元新宿支部長の甲斐野豊氏（正運社運送店監査役）が４月18日、死去した。享年85歳だった。通夜は４月24日、告別式は翌25日、いずれも新宿区の太宗寺で。喪主は長男で、同社社長の栄一氏。

同氏は、評議員・理事を経て、平成10年から16年まで常任理事・新宿支部長、その後22年まで理事を務めた。

５年国土交通大臣表彰、15年秋の褒章で黄綬褒章受章。

田中　輝夫　氏（田中興産重量運輸代表取締役・江戸川支部）３月27日に死去、83歳。通夜・密葬は過日、近親者で執り行った。喪主は田中タマ氏。お別れの会は５月12日、江戸川区の平安祭典葛西会館で。

東ト協

『貨物輸送評価制度』説明会

電子申請が可能に

東京都トラック協会は4月18日、東ト総合会館で、平成30年度の東京都「貨物輸送評価制度」説明会を開催した。同日はグリーン・エコプロジェクト（GEP）参加事業者を対象に行ったもので、引き続き翌19日には、GEP参加以外の一般会員を対象に開催した。

今年度の申請受付は5月7日から。東ト協環境部が都の委託を受け、申請受付を行う（記事別掲）。

説明会では冒頭、都環境局環境改善部の堀哲自動車環境課長があいさつ。

エコドライブに取り組む意義や、GEPと評価制度の関係、5年連続評価取得事業者の表彰制度について説明し、「荷主が評価取得事業者を優先して選択する環境整備のため、引き続き荷主団体への働きかけをはじめ、制度の普及に努めていきたい」と述べた。

この後、東ト協環境部が評価制度の概要や申請方法などを説明。今年度から申請手続きについて、窓口・郵送申請に加え、電子申請を受け付け、申請書・添付資料（PDF形式のファイル）や燃費管理記録シート（エクセルファイル）などを電子メールで提出できる。

また東ト協ではGEP参加事業者の評価申請をサポートしており、GEPに全車両・全営業所が参加している事業者については、事務局が燃費管理記録シートや、燃費改善の取り組み内容に関する資料添付の省略についての証明を行う。

さらにGEPでは、参加事業者が活用できる専用クラウドサービス「GEPデータ戦略サイト」を開設しており、事業者が構築した車両1台ごとの燃費データをダウンロードできる。

30年度 評価申請

申請窓口 東ト協環境部

受付期間 5月7～25日

東京都環境局は5月7日から25日まで、平成30年度「貨物輸送評価制度」の申請受付を行う。申請窓口は東ト協環境部。申請手数料は無料。

対象事業者は、都内を発着する貨物を輸送する貨物自動車運送事業者（事業所の所在地は都内外を問わない）。

申請内容は、各事業者が保有する全車両の燃費記録（29年4月～30年3月の1年間）のほか、運転者に対するエコドライブの教育訓練・指導体制、燃費データの集計・分析など日常的な燃費管理体制。

車種・重量などに応じた60の車両区分の平均燃費値（ベンチマーク）により、各事業者の平均偏差値を算出し、5段階で評価する。

評価取得事業者は、都のホームページ（HP）で公表し、トラックなどにその旨を示すロゴマークの貼付や、環境に配慮した事業者を紹介するウエブサイト（グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」）への掲載により、荷主企業にアピールすることができる。

詳細は、東ト協または都環境局のHPを参照。

▽申請・問い合わせ先＝東ト協環境部（☎03・3359・6671）

東ト協

第38回 地方近代化基金 融資公募

運送事業の合理化 経営改善に活用を

東ト協は5月1日から、平成30年度の第38回地方近代化基金融資申し込みを公募する。利子補給により長期低利の融資が受けられることから、事業の合理化など経営改善に向けて、積極的な活用を呼びかけている。

5月から受付開始

【公募融資枠】
35億円＝ポスト新長期等規制適合車導入融資、一般融資（設備資金等）の総額

【公募期間】
30年5月1日～31年1月31日（土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く）。なお、公募融資枠を超えた場合は受付終了

【申し込み先】
東ト協交付金会計部
※持参または郵送

【融資対象者】
東ト協会員（都外に本社を有する事業者は本社所在地のトラック協会へ）

【対象事業】
▽ポスト新長期等融資／同規制適合の事業用貨物自動車購入
▽一般融資／①設備資金等＝車両（フォークリフトを含む）・荷役機械などの購入および車両の改造、福利厚生施設の整備、車庫・トラックターミナル・配送センター・事務所などの物流施設の整備（補修・改修を含む）、近代化・合理化のための事務機器（コンピューター・ソフトウエア・ファクシミリ・複写機・MCA無線など／1品20万円以上）購入、②デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー、およびEMS（エコドライブ管理システム）機器などの省エネ関連機器購入
※購入車両は、都内・都外登録車とも対象。リース契約・割賦契約は対象外

【融資限度額】
①個別企業／ポスト新長期等融資・一般融資各6000万円
②共同体／1億円
③組合／転貸先の企業ごとに6000万円

【貸出金利】
取扱金融機関の所定利率

【償還期間】
①車両および車両搭載物5年以内（据置期間を含む）、②その他（償却期間内）最高10年（据置期間を含む）

【償還方法】
据置期間（償還期間のうち6か月以内）終了後、元金均等償還

【担保・保証人】
取扱金融機関の定めによる

【再融資の制限】
▽ポスト新長期等融資／前年度までの融資実績にかかわらず、限度額6000万円まで
▽一般融資（設備資金等）／融資残高が6000万円以下の場合、6000万円に達するまで（正常に償還されていることが前提）

【利子補給率】
▽ポスト新長期等融資＝0・3％
▽一般融資＝0・3％

【留意事項】
①東ト協の融資推薦決定通知書は融資の決定とは異なり、同通知書に基づき、取扱金融機関が返済能力などの審査を行った上で、融資の可否を決定する
②推薦後、事業計画の変更（投資額変更・延期・中止など）が生じた場合、所定の手続きが必要なため、東ト協に申し出ること

【取扱金融機関】
商工組合中央金庫本・支店、および同金庫の代理店となっている信用組合の本・支店（ただし、転貸方式の場合は商工中金本・支店のみ）
▽問い合わせ先＝東ト協交付金会計部（☎03・3359・4136）

SAS検査助成 4月から受付中

東ト協は4月10日から、平成30年度「睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成事業」の受付を行っている。受付期間は12月28日まで（助成人数枠に達し次第、受付終了）。4月1日以降に受けた検査も、要件を満たす場合は遡って助成対象とする。

交通事故防止や健康増進などの観点から、トラック運転者の睡眠状況を検査するもので、検査内容は①問診用紙への記入（アンケート様式）、②スクリーニング検査機器による検査（検査機器は検査機関から送付し、睡眠時の呼吸状況を記録して返送する）。

助成額は1人当たり上限4000円（東ト協1500円・全日本トラック協会2500円助成）。1社30人分まで助成する。再検査費用も500円（半額まで）を上限に助成。助成人数枠は2000人。

全ト協・東ト協指定機関での受診費用は、おおむね1人当たり5000円のため、東ト協・全ト協助成により、自己負担額は1000円程度。

申し込み方法は、検査「申込書」を東ト協にFAX送信し、検査助成の承認を得た上で、検査機関に電話で予約し、「申込書兼委任状」を提出する。

実施要領など詳細は、東ト協ホームページを参照（関係書類をダウンロード可能）。

▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協運行管理部業務課（☎03・3359・6257、FAX03・3359・4983）

東ト協

信用保証料を一部助成

東ト協は平成30年度も引き続き、セーフティネット保証および東日本大震災関連保証などを受けた会員事業者に対し、東京信用保証協会の債務保証に伴う信用保証料の一部を助成する。

【助成対象】
①景況の悪化などにより、経営の安定に支障を生じている会員事業者で、セーフティネット保証に係る区市町村長の認定に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料を支払った会員、②東日本大震災に伴う被害などに係る区市町村長などの「り災証明書」に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料を支払った会員

【金融機関の範囲】
信用保証協会が貸付金などの債務保証を行う、すべての金融機関

【助成金】
①1社当たり20万円を限度に必要保証料の2分の1、東日本大震災関連保証の場合は限度額40万円（限度額に達するまで再助成）
②公的機関から助成がある場合は、その額を差し引いた金額が助成対象

【適用期間】
30年4月1日～31年2月28日の間に信用保証協会が保証した日（30年1月1日～3月31日の借り入れに対する信用保証料については、相談により対応）

【申請期間】
30年4月1日～31年3月4日（土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く）

【助成金の返納】
融資の繰り上げ償還を行った場合などで、信用保証協会から保証料の返還を受けた場合は、返還額に相当する助成金を返納

▽問い合わせ先＝東ト協交付金会計部（☎03・3359・4136）

第39回 東ト協ドラコン 出場者を募集！

申し込み期間 6月8日まで

東ト協は5月7日から、平成30年度「第39回ドライバー・コンテスト」の出場者を募集する。募集期間は6月8日まで。

東ト協ドラコンは警視庁交通部との共催により、営業用トラック運転者を対象に、安全運転の知識・技能の向上や意識の高揚を図ることを目的に行っているもの。

各部門を通じて最優秀者に東京都知事賞、所属事業所に関東運輸局長賞、各部門優勝者には警視庁交通部長賞、所属事業所には東京運輸支局長賞のほか、各部門上位5位までの入賞者に東ト協会長賞などが贈られる。

全日本トラック協会の「第50回全国トラックドライバー・コンテスト」に出場する、東京都代表選手の選考を兼ねて実施する。実施日程などは、次の通り。

〈競技部門〉
一般（2ト・4ト・11ト・トレーラ）・女性の5部門（女性選手の検定車両は選択制）※2ト部門は東ト協大会のみ

〈学科競技〉
7月7日／東ト総合会館

〈実科検定〉
7月29日／警視庁府中運転免許試験場

〈表彰式〉
7月29日／警視庁府中運転免許試験場（実科検定の終了後に実施）

なお、参加要件など詳細は東ト協ホームページ（後日、掲載予定）を参照。

▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協運行管理部（☎03・3359・3618）

全ト協

29年中の交通事故を分析

死亡は大阪府が最多 依然多い交差点事故

全日本トラック協会はこのほど、平成29年中の「交通事故統計分析結果」(発生地別、概要)をまとめた。事業用トラック第一当事者の死亡事故(軽自動車を除く)を分析したもので、発生地別では大阪府が最多だった。東京都はこの2年間で半分以下に減少している。

昨年の死亡事故件数は270件で5年ぶりに増加し、1万台当たり発生件数は前年と同じ2・1件だった。

発生地別では、多い順に①大阪府21件(前年比5件増)、②兵庫県17件(同8件増)、③埼玉県16件(同3件減)、④愛知県14件(同2件減)、⑤神奈川県13件(前年と同数)。

なかでも兵庫県の増加が目立ち、2倍近くに増えた。一方、東京都は12件(同4件減)で前年よりさらに減少し、27年(25件)の半分以下に減っている。

事故類型別では、車両相互が141件で全体の52・2%と半数以上を占める。次いで人対車両が89件、車両単独が40件だった。

また交差点における対歩行者・対自転車の死亡事故が多く、対歩行者が39件、対自転車が32件で、合わせて71件と全体の26%を占め、追突事故(40件)の1・8倍と多い。

このうち左折事故は23件で、大型車によるものが20件と9割近くを占める。また対自転車の事故が20件と多く、対歩行者(3件)の約7倍も起きている。

一方、右折事故は19件で、対歩行者の事故が17件と9割近くを占め、その約半数が中型車による事故(8件)だった。

直進事故は29件で、このうち対自転車が10件、対歩行者が19件だった。

交通事故統計 3月末累計

事業用トラック 死亡56件で13件減

警察庁の交通事故統計によると、事業用トラック第一当事者の死亡事故件数は、3月末累計で56件と前年同期比13件(18・8%)減少している。

車種別にみると、大型車が33件で同6件(15・4%)、中型・準中型・普通車合計では23件と同7件(23・3%)それぞれ減少。なかでも中型車は14件で同10件(41・7%)減少と大幅に減っている上、普通車はゼロと発生していない。

月別にみると、1月は24件で前年同月比6件(33・3%)増加したが、2月は15件で同13件(46・4%)、3月は17件で同6件(26・1%)それぞれ少なく、減少傾向にある。

国交省

車輪脱落防止へ 緊急対策の実施を

国土交通省自動車局は4月11日、全日本トラック協会に対し、「大型車の車輪脱落事故防止のための緊急対策の実施」について通知し、速やかに取り組みを行うよう要請した。

近年、ホイール・ボルト折損などによる車輪脱落事故が増加しているため、今年3月に自動車関係団体で「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」を設置し、緊急対策を策定したもの。

緊急対策では、トラック運送事業者などに対し、日程に余裕をもった計画的な冬タイヤの交換を行うとともに、車輪脱落事故防止のための4つのポイントの実施を徹底するよう求めている。

具体的には、①ホイール・ナットの規定のトルクでの確実な締め付け、②タイヤ交換後、50～100キロメートル走行後の増し締めの実施、③日常(運行前)点検における確認、④ホイールに適合したボルトおよびナットの使用。

特に左後軸のタイヤに車輪脱落が多いことから、重点的に点検を実施するよう求めている。

厚労省

「STOP！熱中症」キャンペーンを展開

厚生労働省は5月から9月まで、平成30年度「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を各労働災害防止団体などとともに展開する。

キャンペーンでは、各事業場に対し熱中症予防について周知・啓発を行うとともに、予防対策に関するセミナーや教育用ツールの提供などを行い、予防対策の徹底を図ることにしている。

昨年の職場における熱中症の発生状況(速報値)によると、死亡者数は7月に10人、8月に6人と前年より増加している。このため昨年に続き、キャンペーンを展開し、予防対策の徹底を図り、熱中症による重篤な災害の防止を目指す方針。

環境省

地球温暖化防止へ「COOL CHOICE」賛同を

環境省は、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」推進への協力を呼びかけている。

地球温暖化対策に関する「パリ協定」で、日本は、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減する目標を掲げている。この目標達成に向けて、低炭素型の製品やサービスなどの選択を促す国民運動を推進しているもの。

これに伴い、同運動への賛同登録と協力を要請しているもので、東京都トラック協会では既に賛同登録し、その証明書が発行されており、あわせて会員事業者に協力を呼びかけている。

なお、賛同登録は「COOL CHOICE」ホームページで行うことができる。

違反別 営業用トラック関与の交通事故

平成30年3月末(本年累計)

			安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドルブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
発生件数	大型	1当件数	52	33	11	2	0	9	0	0	0	18	125
		関与事故件数	52	30	13	2	0	7	0	0	0	43	147
		(前年比)	+18	+5	+3	−1	±0	+4	−1	±0	±0	+13	+41
	中型	1当件数	33	32	7	6	0	4	2	0	1	19	104
		関与事故件数	31	31	8	6	0	4	2	0	1	49	132
		(前年比)	−23	−11	−14	±0	±0	−3	−3	±0	+1	−31	−84
	準中型	1当件数	42	44	8	4	1	9	0	0	0	29	137
		関与事故件数	42	41	10	4	1	9	0	0	0	71	178
		(前年比)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	普通・軽	1当件数	97	61	41	9	3	14	4	0	0	39	268
		関与事故件数	99	56	50	9	3	13	4	0	0	132	366
		(前年比)	+18	−2	−3	±0	+1	+2	−1	−1	−1	−19	−6
	合計	1当件数	224	170	67	21	4	36	6	0	1	105	634
		関与事故件数	224	158	81	21	4	33	6	0	1	295	823
		(前年比)	+51	+27	−8	+3	+1	+12	−5	−1	±0	+21	+101
死者数	大型貨物車(1当)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	中型貨物車(1当)		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	準中型貨物車(1当)		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	普通・軽貨物車(1当)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。

※ 表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

※ 表中の発生件数の準中型(前年比)は、前年比較件数がないため、「一」とした。

営業用トラック関与の交通事故の特徴

「青だけど 車は私を 見てるかな！」

平成30年3月末現在の都内全域の交通事故発生件数(**本年累計**)は8,059件で、前年同期比108件増加し、死者数は34人で同1人の減少となった。

営業用貨物車の関与事故(**「違反別」表の下段「注」参照**)発生件数(**本年累計**)は823件で、前年同期比101件増加し、死者数は3人で同4人の減少となった。

事故類型別では、右左折時の車両相互事故が88件で、前年同期比5件減少し、死者数はゼロだった。

違反別では、安全不確認による関与事故件数が224件で、前年同期比51件の増加となっている。

…●●『ご存知ですか？』●●…

関交協の自動車共済は

損保各社の割引率を

引き継げます

掛金制度改定で一段とご利用しやすくなりました。
お気軽にお問い合わせ下さい。

●他社からお切替のご用命は**営業部**まで
☎ 03-5337-1753
Fax 03-5337-1767

関交協
関東交通共済協同組合
〒160-0023
東京都新宿区西新宿7丁目21番20号
☎ 03-5337-1750 Fax.03-5337-1765
http://www.kankokyo.or.jp/

東ト協連

第28回 運賃動向調査結果

収受運賃「低い」が8割強

一部改善も希望水準と隔たり

東京都トラック運送事業協同組合連合会はこのほど、第28回「運賃動向に関するアンケート調査結果」をまとめた。それによると、運転者不足などを背景に運賃を「値上げできた」との回答が増えているが、希望する運賃を収受できていない事業者が、前回調査（平成29年7月実施）に続き8割強と多い状況にある。

調査対象時期は今年1月31日時点。回答事業者数は164社。

運賃の収受状況は、希望より「少し低い」が41・5％で最も多い。これに「低い」（33・5％）と「極めて低い」（7・3％）を加えた、希望水準より低いとの回答が合計で82・3％（図1）。前回調査より4・0ポイント減少したものの、依然として8割強を占めている（以下、増減は前回調査比）。

希望する運賃アップ率は「5～10％未満」が37・0％で最も多く、次いで「10～15％未満」が34・1％だった。これらに「5％未満」を加えた15％未満合計では79・2％と約8割を占め、希望する水準とかなり乖離している状況（図2）。

こうした中で、最近半年間に荷主と運賃交渉をした事業者が42・1％と3・2ポイント増加し、交渉の結果、「値上げできた」との回答が49・3％と16・9ポイントも増え、約半数となった。

一方、「特に変わらない」との回答は34・8％と15・2ポイント減少したが、全体の約3分の1と少なくなく、なかなか値上げしにくい状況にあることをうかがわせる。

最近半年間の収受状況の変化については、「値上げになった」との回答が14・6％と8・9ポイント増加しているが、「特に変化はない」が81・1％と引き続き8割を超えている。

最近の荷動きに関しては、「活発になってきた」との回答が25・6％と6・2ポイント増えているが、一方で「ほとんど変わらない」が54・9％と半数以上を占め、活発化しているとは言えない状況。

また、運転者の充足状況については、不足状態との回答が合計67・7％と7割近くを占める。このうち「かなり不足している」（15・9％）と「完全に不足している」（11・6％）が合わせて27・5％と5・8ポイント増加し、運転者不足が慢性化し、ますます深刻化している。

こうした状況を背景に、運送収入に占める人件費（運転者・助手）の割合が高くなっており、人件費割合が「60％以上」と回答した事業者も9・8％と約1割に上る。

図1 現行の収受運賃の状況

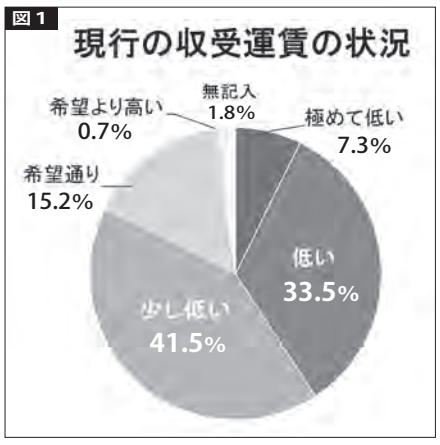

図2 希望する運賃水準

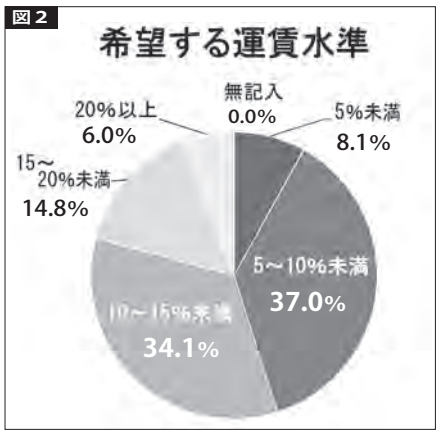

アクセル君

No.838　芝岡☆友徳

30年度

中小企業大学校 受講促進助成

全ト協・東ト協 合計3分の2助成

全日本トラック協会は、平成30年度「中小企業大学校講座受講促進助成制度」を実施する。受講料の3分の2（全ト協・各都道府県ト協が各3分の1）を助成し、受講促進を図る。

受講対象は、資本金3億円以下または従業員数300人以下の中小企業の経営者・後継者および管理者。

東京都トラック協会の会員事業者の場合、対象校は原則として中小企業大学校東京校（東大和市桜が丘2の137の5、☎042・565・1207）。

対象講座は、①トップのための経営戦略・経営計画など、②実践的な財務管理・利益計画など、③管理者のための人材育成・労務管理など、④女性リーダーの能力開発など、⑤情報化・システム構築、⑥その他物流事業―に関する各講座。

今年度から、トラック運送事業経営幹部・管理者向け講座（利益を生み出す業務改革・トラック運送業）が開講される。4日間・計24時間の講座で、受講料は3万5000円。

助成を受けるには、東ト協教育研修部への事前届出・承認が必要。申請書を入手の上、必要事項を記入し、FAX送信する。予算の範囲内で先着順で受け付ける（1社当たり複数人の受講も可能）。

なお、受講申し込みは、希望者が直接、中小企業大学校東京校へ申し込む。

詳細は全ト協または東ト協ホームページを参照。

▽助成申し込み・問い合わせ先＝東ト協教育研修部（☎03・3359・4137、FAX03・3359・6020）

30年度

第1回 運管試験

運行管理者試験センターは、平成30年度第1回運管試験（貨物／8月26日実施）について、5月18日から書面・インターネットによる受験申請の受付を行う。「おまかせ申請」については、既に4月16日から受付中。

各申請の受付期間／代金・料金（税込み）は、次の通り。

書面・ネット申請 5月18日受付開始

▽書面申請＝5月18日～6月8日／1030円（申請書代金、申請案内書を含む）※簡易書留で運管試験センターへ郵送（当日消印有効）

▽インターネット申請＝5月18日～6月19日／648円（システム利用料）

▽おまかせ申請＝4月16日～6月14日／2648円（システム利用料を含む）

受験申請書は、運管試験センター窓口で販売（申請期間中）。東ト協会員は本部または各支部で販売。受験手数料は6000円（非課税）。

詳細は運管試験センターホームページを参照。

▽問い合わせ先＝運行管理者試験センター試験事務センター（☎04・7170・7077）

東労局

人材確保支援の窓口 都内7か所に設置

東京労働局は4月から、運輸業なども対象とした人材確保支援の総合専門窓口「人材確保・就職支援コーナー」を、都内7か所のハローワークに設置した。

従来、6か所のハローワークに福祉分野を対象とした相談窓口を設置していたが、これをリニューアルし、福祉分野に加え、運輸業や建設・警備業などを対象とした人材確保支援の窓口を設置したもの。

設置のハローワークは、渋谷・池袋・足立・木場・八王子・立川の6か所に加え、リニューアルに際して墨田にも新設し、計7か所で対応している。

主な支援内容は、求人募集に際しての求人票の書き方についてアドバイスするとともに、業界のPRなどを行う。また、現場見学会やツアー型面接会（事業所見学と面接をセットで開催）、企業説明会、就職面接会などのマッチングイベントを開催する。

動向ファイル ◇3月分◇

●**国土交通省**、第1回「女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方検討会」を開催する。今年11月をめどに取りまとめを行う予定（14日）

●**関東運輸局など関係行政**、関東1都7県の運送委託企業に対し、適正なトラック運送取引の推進に協力を求める要請文書を発出。業界における長時間労働の是正など働き方改革を推進するため、適正取引や労働時間ルール遵守などへの協力を要請する（16日）

●**厚生労働省**、「第13次労働災害防止計画」（2018～2022年度）を公示する。新計画の目標は2017（平成29）年比で死亡災害15％以上、死傷災害5％以上の減少。陸上貨物運送事業では死傷災害を死傷年千人率で同5％以上の減少を目標とする（19日）

●**東京都トラック協会**、第6回理事会を開催し、平成30年度予算・事業計画を決定。支部補助金（1支部当たり上限100万円）を創設し、支部の充実支援を最重点施策に掲げる（29日）

●**国交省**、「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（通達）を改正し、過労防止関連違反に対する処分量定を引き上げる。「乗務時間等告示」違反のうち、拘束時間や休日労働の限度違反については、別立てで処分量定を算出し、従来の処分基準による処分量定と合算して厳しく処分する。今年7月1日に施行する予定（30日）

●**東京労働局**、都社会保険労務士会と労働安全衛生活動の促進に関する協定を締結する。トラック運送業を含めた第三次産業では労働災害事故が増加傾向にあるため、連携・協力して労災防止に向けた取り組みを促進するのが目的（30日）

我々は想いや願いをお届けするプロ集団です
～荷主様の祝賀会、ホテル等の大きな会場へのお祝い花から、突然のご供花まで～
東京都トラック協会会員様特典
東京都23区及び、多摩地区一部地域のお届に関しましては単価5,000円（税別）以上のご利用で会員様特別割引をさせていただきます。
株式会社 ユー花園
YOUKAEN
お問い合わせ先 担当・法人営業部
TEL．03-3706-4187
http://biz.youkaen.com

西多摩に新名所が
鎌倉大仏超えの「鹿野大仏」建立

地元では観光名所に期待

美男vsイケメン対決も

東京の西郊・日の出町平井に「鹿野大仏」が誕生した。4月11日に一般公開された曹洞宗寶光寺のブロンズ(青銅製)釈迦牟尼如来だ。公開当日は平日にもかかわらず、寺側が用意した説明のリーフレットがなくなるほどの参拝者となった。

像高は、鎌倉大仏より約1㍍高い12㍍(台座を含む総高は18㍍)、重量は60㌧。2011(平成23)年に発生した東日本大震災による被災者を供養するとともに、西多摩の地を仏教の発信地にしようと3年がかりで造立された。

鹿野大仏の造立で、地元霊園のPRに「日本三大座仏」をうたっている。「三大云々」というのがどうも好きなようだ。

平安時代中頃には「雲太和二京三」という口遊がある。当時の、全国の三大巨大建造物(出雲大社・大仏殿・大極殿)のことだが、名所・旧跡、景勝地、霊山、急流等々、いろいろな分野でこう表現される。関東では、坂東太郎(利根川)が河川のトップに位置付けられている。

三大仏というのも江戸時代にはあったという。奈良、鎌倉は定番だが、3番目は秀吉が建立した方広寺の大仏。方広寺大仏は奈良の大仏より大きいものだが、歴史の重みが違った。

今日では3番目に何を据えるかで、全国各地で〝これだ〟という自薦・他薦が名乗りを上げている。岐阜大仏(籠大仏)を推したいが、この座を巡っては百家争鳴状態だ。そこに〝座仏〟として名乗り出たのが鹿野大仏で、地元では新たな観光名所となり、「鎌倉に追いつけばいい」との期待も聞かれる。

東京では、板橋・赤塚にある乗蓮寺の東京大仏(像高8・2㍍)が3番目として知られているが、3番目の座はなかなか落ち着かない。東京大仏のほかにも、都内には多くの〝大仏〟が造立されていて、探訪してみるのも面白いだろう。

鹿野大仏は、その〝イケメン〟ぶりもPRポイントである。「近くから見ても遠くから見ても、どの位置からお参りしても安らぎを感じていただければ」というのは同寺の住職。制作モデルを上下・左右・四方八方から矯めつ眇めつ、特に頬や顎にかけては十分に気を使ったそうだ。

〝美男〟で知られる鎌倉大仏と、ここでも競い合うことになる。目の長さは20㌢、口は2㌢ほど鎌倉大仏の方が大きいが、耳は鹿野大仏の方が10㌢長いというから、ほぼ互角だろう。

大仏ブームは、バブル期に霊園やテーマパーク、観光地などでモニュメントとして造立された。大仏とは、しばしば仏像の説明で目にする丈六(4㍍80㌢)を超える仏のことであある。

釈尊が常人の背丈8尺の倍(1丈6尺)と経典に記されており、それを基準としている。座像の場合は、高さが半分になるということで8尺(2㍍40㌢)を丈六仏という。これが一般的だが、地元で大仏と呼んでいても、基準以下のものが多いようだ。

巨大仏の中には、牛久大仏のように海外の観光客に有名となり、観光地として成功しているケースもあるが、建設した観光事業者が倒産し、撤去を含めて、地元のお荷物になっているケースもある。

鹿野大仏の近くには、秋川渓谷のハイキングコースもある。ゴールデン・ウイークに大仏巡りとハイキングを、と考えている人もいるだろうから、相当の人出になるかもしれない。

▲ 4月に誕生した鹿野大仏

▲ 鎌倉大仏

▲ 鹿野大仏

巷透話

ルポライター 飛鳥井 恭司

マンホールカード 第7弾

何かを集める行為は、人間の狩猟本能に基づくと言われています。誰もが欲しがるものもあれば、他人にはその価値を理解することができないものまであり、一口に収集といっても様々です。

収集品の中でも人気の「トレーディングカード」は、社会問題となった仮面ライダーカードをはじめ、スポーツ選手、アイドル、キャラクターまで、多くの種類があります。

さて、コレクターの間で話題となっているものの一つに〝マンホールカード〟があります。これは、生活に必要不可欠な下水道施設である、マンホールの蓋をカードにしたもの。「どれも同じようなデザインでは?」と思うところですが、これまで(第6弾)に、293種252自治体の〝マンホールカード〟があるというから驚きです。

ちなみに、第7弾は4月28日から各自治体で配布を開始。都内では昭島市のマンホール(写真(上))が収録されており、同市役所で、無料配布されます。

昭島市役所で配布

昭島市役所
住所：昭島市田中町1－17－1
配布場所：平日／5階・下水道課窓口、土・日曜、祝日／1階・警備員室窓口

あちこち見て ある記

ポケット

大江戸フォト散歩 第62回

まちかど写真家 筑峯 総太

信号機の不思議

道路交通に欠かせない信号機。道路交通法では、電気により操作され、かつ道路交通に関し、灯火により交通整理などのための信号を表示する装置とある。

1919(大正8)年、わが国最初の信号が上野広小路交差点で試験的に設置された。「信号標板」というもので、「ススメ」「トマレ」と書いた板を警察官が操作する手動式のものである。しかし、多くの通行者が困惑したため、交通整理の方が良好とされ、改良がなされた。

自動式信号機が登場したのは、1930(昭和5)年で、日比谷交差点に設置された。米国製で、各色レンズの上に「ススメ」「チウイ」「トマレ」の表記がされていたという。

信号灯火で、実際は緑色であるにもかかわらず、なぜ青信号というのか。当初は、緑信号と呼んでいた時期もあり、警察の告示などにも緑信号とある。青を字引きで引くと、緑ともいうとある。色の3原色を成すことで、緑というより、多くに認識されやすいということで、青という特有の文化があるようだ。

野菜は、緑なのに青果というのも頷ける。そのような呼び方に即し、昔に比べて緑色も青に近い色に改良されてきているようにも見える。

昨今、信号機の更新が目覚ましい。LED化の進展で、本体カバーの薄型四角信号機(写真)が普及している。そのフラットな形状にどうも違和感を覚えてしまう。なぜなら、ひさしがないのだ。

信号を守る、ということは幼少期から教えられた共通認識。信号無視をすると、運転者は、3月以下の懲役または5万円以下の罰金が罰則となる。歩行者の場合は、2万円以下の罰金または科料となる。

三丁目

泣く子も黙る「公取」というと、少々オーバーな言い方になるが、商売をやっていると気になるのが独占禁止法。この独禁法の番人が公正取引委員会である◆過日の新聞が「ベビーカーなどのベビー用品について、小売店の再販売価格を不当に拘束した疑いがあるとして、公取委は独禁法違反容疑で大手メーカー2社に立ち入り検査に入った」と報じている。モノレール建設でも大手ゼネコンが告発を受けているが、独禁法に関連する事案は、今後も出てくる予感がする◆時代を問わず、談合は止まらない。競争相手が増えれば、お互いに話し合ってうまくやっていきたい気持ちは普通のものである。しかし、それは売り手側のものであって、利害の反する買い手にとっては、甚だ困ることになる。つまり、独禁法の存在するゆえんである◆かつてトラック運送業界は、輸送秩序を確立するという名目で、大々的に「適正運賃収受運動」を展開して、内部の締め付けを行い、公取委の摘発を受けた経験がある。指導した団体の責任者が取り調べを受けた。独禁法は今も昔も恐ろしい。